第八十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(1)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二五・〇八項に該当するもの

二　関税率表第二五・〇九項に該当するもの

三　関税率表第二五・一二項に該当するもの

四　関税率表第二五・一五項に該当するもの

五　関税率表第二五一八・二〇号に該当するもの

六　関税率表第二五一九・一〇号に該当するもの

七　関税率表第二五二〇・一〇号に該当するもの

八　関税率表第二五・二一項に該当するもの

九　関税率表第二五・二二項に該当するもの

十　関税率表第二五・二五項に該当するもの

十一　関税率表第二五・二六項に該当するもの

十二　関税率表第二五三〇・二〇号に該当するもの

［新設］

第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二八二九・一一号及び第二八・四七項に該当するものとする。

［新設］

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第三二・〇一項に該当するもの

二　関税率表第三二・〇二項に該当するもの

三　関税率表第三二・〇三項、第三二・〇四・九〇号、第三二・〇五項、第三二・〇六・四一号及び第三二〇六・四九号に該当するもの

四　関税率表第三二・〇七項に該当するもの

五　関税率表第三二・〇八項、第三二・〇九項及び第三二・一〇項に該当するもの

六　関税率表第三二一二・九〇号に該当するもの

七　関税率表第三二・一四項に該当するもの

八　関税率表第三二・一五項（第三二一五・九〇号を除く。）に該当するもの

［新設］

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

［新設］

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第三五〇五・一〇号に該当するもの

二　関税率表第三五〇六・九九号に該当するもの